

別添

みずほ証券に対する措置等について

平成18年2月5日

ジェイコム株式の誤発注に係る措置等に関する委員会

みずほ証券に対する措置等について

・みずほ証券に対する対応について

みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）の清算参加者であり、JSCC 業務方法書第 11 条に基づき JSCC との間で清算参加者契約を締結し、業務方法書を遵守することとなっている。

今回、ジェイコム株式会社株式に係る「決済条件の改定」に関し、みずほ証券に対する業務方法書に基づく措置について、次のとおり思料する。

1．総論

（1）みずほ証券の「業務執行体制」に対する考え方

顧客からの売買注文を取引所市場に取り次ぐという業務は、証券会社においてまさに基本となる業務である。その「取次ぎ」業務において、基本的な取引条件である「価格」や「数量」を誤って市場に発注を行うというのは、当然に証券会社としてあってはならない行為である。一方で、短時間のうちに多種・多様の注文を処理することが求められる証券会社の業務において、ミスを全く発生させないということは困難ではあるが、ミスを未然に防止するための努力を行うことはもちろん、ミスが発生した場合にそれが致命的にならないよう、あらかじめ回避できるような業務執行体制を構築するのは、証券会社として当然の責務と考えられる。

また、最近の株式市場は、売買高・売買金額の増加が著しく、市場規模が急激に拡大しており、それに加え、インターネット取引の拡大や外国人による投資の拡大など投資者層が多様化し、さらには、株式分割の実施による株価水準の変化や売買単位のくくり直し等に伴い売買単位が多様化するなど、株券等の売買に係る取次ぎ業務においては、その業務がより複雑なものとなっていると認められる。株式市場におけるメインプレーヤーである証券会社は、自らの業務を適切に遂行するために、そうした証券市場の環境変化に対応した業務執行体制の整備が法令上の義務として求められるものである。

これらの点を踏まえると、業務執行体制が不備であることは、証券会社としてまさにその適格性を疑わせるものであり、ひいては、我が国証券市場の健全な発展を阻害する行為とも指摘せざるを得ない。

平成17年12月8日、みずほ証券においては、同日、東京証券取引所マザーズ市場に新規上場したジェイコム株式会社株式について顧客からの1株を61万円で売却するという注文に対し、1株1円で61万株売却するという、明らかに異常な誤った内容で市場に発注した行為（以下「本件誤発注」という。）が行われた。

こうした事実の背景として、ミスの発生を未然に防止するための研修体制や、ミスが発生した場合におけるシステム上の排除機能整備など、基本的なミスを防止し、また、ミスが発生した場合に大事に至る前に抑止するための体制が不十分な状態であったと認められるものである。

そもそも、こうした、証券取引において基本的な取引条件である「価格」及び「数量」が明らかに異常な誤った内容を実際に市場に対し発注した行為は、証券会社としての業務執行体制が極めて不備であった。また、証券市場の環境変化への適切な対応という意味においても、上記のような基本的な誤りの発生するおそれのある業務執行体制であったことは、誠に遺憾といわざるを得ない。

（2）我が国証券市場に与えた影響に対する考え方

今回、JSCCは、本件誤発注により、本来であれば株券を引き渡すべきものを金銭により決済を行うというJSCC業務方法書第82条に基づく「決済条件の改定」を余儀なくされた。

証券市場に参加する者にとって、売却した株券を引き渡し、また、購入した株券を入手するというのは当然の前提と認識されているものである。その前提条件を覆すこととなった今回の事態は、我が国証券市場始まって以来の出来事ともいえるべきものであり、証券市場に対する国民の信頼はもとより、証券市場の国際化が進展している現在において、まさに我が国証券市場に対する全世界の信用を著しく失墜させるおそれがあったものである。

また、本件誤発注においては、「決済条件の改定」により決済を結了させることで我が国証券市場における清算機能の停止という事態は免れたが、誤発注を発生させた主体によっては、「決済条件の改定」によっても決済の履行が困難であった事態も想定される。その場合には、証券市場におけるインフラというべき清算・決済システムへの影響も避けられなかったものである。

今回の事例においては誤発注について取り消せなかったという事実はあるにしても、その結果が惹き起こした影響等を鑑みると、我が国証券市場の中核的な清算機関であるJSCCとして、みずほ証券に対して、しかるべき対応を行う必要がある。

2. みずほ証券に対する具体的な対応について

(1) 業務方法書第29条第1項の規定の適用について

みずほ証券においては、上記1.(1)記載のとおり、証券会社としての基本的な業務執行体制に問題があったと認められる。このことは、JSCCの業務方法書第7条第1項第3号において規定している「適切な業務執行体制を備えていること」という清算参加者として満たすべき要件を満たしているとはいえず、業務方法書に違反しているものと認められる。

また、本件誤発注によりJSCCが株券の受方参加者に対して株券を引き渡すという清算機関としての本来の役割を果たすことができず、また、清算参加者においても、顧客に対して株券を引き渡すことができなかつたものであり、JSCC及びジェイコム株式会社株式の売買を行ったみずほ証券以外の清算参加者の信用を失墜させたものと認められる。さらに、こうした「決済条件の改定」といった事態は二度と発生させてはならないものであり、みずほ証券に対ししかるべき措置を行うことは「有価証券債務引受業等の運営に鑑みて必要である」と思料する。

(2) 具体的な措置の内容について

本件誤発注は、証券会社として基本となる業務執行体制について不備が認められるという点や、証券市場に及ぼした影響を鑑みると、JSCCとしては、みずほ証券を当事者とする取引についての債務引受けの全部又は一部停止といった措置も選択肢としては十分に視野に入るものである。

他方で、本件誤発注は、相当程度の過失によるものではあるが意図したものではなく、また、誤発注の取消しを試みたもののそれができなかつたこと、「決済条件の改定」後の義務を履行し決済を結了させ、相当程度の損失を負担したこと、金融庁からの業務改善命令に対する回答をみても分かるのとおり、その改善が認められること、という事実が認められる。

こうした点を踏まえ、みずほ証券に対する具体的な対応としては、再発防止の観点から、JSCC業務方法書第29条第1項の規定に基づく「改善指示」を行うことが適当と思料する。

(3) 改善指示の具体的内容について

みずほ証券においては、証券会社としての基本的な機能として当然整備すべきであり、また、株式市場における環境変化に対する対応としても当然求められるものである業務執

行体制について、その不備が認められたところである。JSCC としては、「決済条件の改定」を惹き起こした本件誤発注のような異常事態の再発を確実に防止するため、みずほ証券に対し、次のとおり、改善指示を行うことが適当であると思料する。

株券等売買発注業務担当者に対する研修体制について、研修の内容の見直しや対象者の基準を明確化するなど、誤発注を未然に防止する観点から改善を行い、確実に実施すること。また、発注業務に係る業務フローについて、発注業務を習熟者に限定するなど、誤発注を未然に防止するために必要となる改善を速やかに、かつ、確実に実施すること。株券等の発注システムにおける誤発注を防止するための機能について、明らかに異常と考えられる誤発注を確実に排除するよう、必要な改善を速やかに、かつ、確実に実施すること。

株券等の発注時においてシステム上警告メッセージが出た場合の対応について、当該警告を看過するといった事態を回避するためのシステム上及び業務フロー上の改善を速やかに、かつ、確実に実施すること。

誤発注の防止に限らず、最近の株式市場の環境変化に対応した業務執行体制を適切に構築できるよう、経営管理態勢について必要な整備を速やかに行うこと。

上記 から における改善策について、平成 18 年 2 月末までに報告を行うこと。また、改善策の実施状況については、平成 18 年 3 月末以降当分の間、四半期毎に定期的に報告をすること。

・東京証券取引所に対する対応について

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）は、JSCC との間で「証券取引清算機関の指定に関する契約書」を締結し JSCC を清算機関として指定することで、JSCC が東京証券取引所で成立した取引について清算業務を行うこととなっている。

今回、ジェイコム株式会社株式に係る「決済条件の改定」に関し、東京証券取引所への対応について、次のとおり思料する。

1．総論

JSCC においては、取引所における市場において成立した取引について、当該取引の成立と同時に当該取引に係る債務を引き受けた上で、清算業務を行うこととなっている。こうした枠組みは、証券取引所が証券取引法における免許を受け、取引の成立については市場の監理・運営が適切になされていることを前提として構築されているものである。

そうした中、今回、東京証券取引所における市場において、明らかに異常と考えられる発注が排除されず、かつ、当該発注の取消しが行えないという事象が発生し、さらに、売買監理体制にも不十分な点があったことにより、結果として誤った発注に基づく売買が成立し、当該債務を引き受けた JSCC においては、「決済条件の改定」を行わざるを得ない事態となり、清算機関としての本来の義務を履行できない状況に陥ったものである。

このように、取引所における市場において、清算・決済の仕組みに影響を及ぼすような売買が成立してしまうことは、現在の清算・決済制度における枠組みの根幹を揺るがすものであり、ひいては、我が国証券市場の信用を失墜させることにもつながりかねない。

よって、JSCC としては、東京証券取引所に対し、適正な市場の監理・運営を徹底すべく必要な対応を採るよう、強く申し入れを行うべきものである。

2．具体的な対応案

東京証券取引所においては、明らかに異常と考えられた本件誤発注を排除できなかった点、本件誤発注の取消しが行えなかった点、また、売買監理体制についても十分ではなかった点が認められることから、次の点について改善を行うべく、要請を行うべきである。

市場への発注に際し、明らかに異常と考えられる誤発注を排除する機能を構築するとともに、本件誤発注のような発注の取消しについては確実に実行できるよう速やかに対応すること。

明らかに異常と考えられる誤発注に対する売買監理体制について、清算・決済への影響

を回避すべく必要な改善を行うこと。

上記 及び における対応策について、平成18年2月末までに報告を行うこと。また、改善策の実施状況について、適宜、報告を行うこと。

．その他

本件誤発注を要因とした「決済条件の改定」といった我が国証券市場への影響が甚大となる事態については、その再発防止が何よりも重要と考えられる。

そのためには、本件に関係したみずほ証券及び東京証券取引所のみならず、それ以外の清算参加者及び市場開設者に対しても、誤発注の防止等について、より確実なものとしていくことが重要と考えられる。

よって、JSCCとして、次のとおり、全ての清算参加者及び指定市場開設者に対し、こうした事態の再発防止を図るために、要請を行うことが適当であると考えられる。

1．清算参加者への対応

円滑な清算・決済の実施を確保する観点から、誤発注の未然防止のための業務執行体制について適切な整備を行うよう、要請を行う。

2．市場開設者への対応

清算・決済が困難となるような売買の成立を防止すべく、売買監理体制について万全を期すとともに、明らかに異常と考えられる誤発注の排除機能の導入について検討するよう、要請を行う。

以 上

「ジェイコム株式の誤発注に係る措置等に関する委員会」委員

厚谷 襄児（弁護士、元公正取引委員会事務局長）

川村 雄介（長崎大学経済学部大学院経済学研究科教授）

神作 裕之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

吉川 純（弁護士）

（オブザーバー）

中島 茂（弁護士、株式会社日本証券クリアリング機構監査役）

松本 傳（公認会計士、株式会社日本証券クリアリング機構監査役）

（敬称略・五十音順）

「ジェイコム株式の誤発注に係る措置等に関する委員会」審議経過

第1回 1月29日（日） 12：00～15：30

第2回 2月4日（土） 16：30～20：00

第3回 2月5日（日） 15：00～18：30